

利用権設定申出書必要書類等について

北塩原村農業委員会

- ◆申出書及び添付書類は、それぞれ1部提出してください。
 - ◆添付書類は、申請前3ヵ月以内の原本を提出してください。
 - ◆農業委員会総会は毎月20日開催予定ですので、申出書類はその月の5日までに提出してください。
(5日が閉庁日の場合には、直前の開庁日が締切日となります。)
 - ◆その他、内容により調査等に必要な書類の添付をお願いすることがあります。
- ※一定の要件等がございますので、必ず事前相談をお願いいたします。
- ※農業委員等による内容調査を実施しております。(後日、お電話等で申出内容の確認をさせていただきますので、ご協力よろしくをお願いいたします。)

○添付書類等

書 類 名	備 考
利用権設定関係（申出書）	WEBページからダウンロードして下さい。 もしくは事務局に用意しております。
利用権設定関係（別紙） 権利を設定し、又は移転しようとする 事由の詳細	WEBページからダウンロードして下さい。 もしくは事務局に用意しております。
耕作証明書（借受人） 〔耕作地がある農業委員会〕	他市町村に耕作地がある場合
営農計画書（借受人）	新規就農者が利用権を設定する場合
住民票の写し（借受人、貸付人）	北塩原村以外に居住している場合 ※再設定で、前回から住所地に変更がない場合は省略可 ※住所変更から5年以内で、かつ、前住所が北塩原村の場合は省略可
継承関係を確認できる資料 （遺産分割協議書又は同意書）	相続登記未了の場合は提出してください。相続関係図、 除籍・戸籍謄本等の添付が必要となります。 ※5年間以下の期間設定の場合は、相続権の1/2以上の同意が あれば、相続権を持つ全ての方からの同意は必要ありません。
法人登記事項証明書、定款の写し	法人が利用権を設定する場合

＜問い合わせ先＞

北塩原村農業委員会事務局

TEL：0241-23-1334 FAX：0241-25-7358